

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）の行った公文書の部分開示の決定を取り消す必要は認められない。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成14年9月3日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、「秋穂町農地転用農村振興第5-20-27及び5-20-28の許可になった秋穂町農業委員会の進達文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「平成14年8月27日付け指令農村振興第5号の20の27及び第5号の20の28で許可された農地転用に係る秋穂町農業委員会の進達文書」（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成14年9月24日付けで部分開示の決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年11月15日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、開示をしない決定の部分の取り消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

次の理由により、譲受人名、土地利用計画図、建物平面図、建物立面図及び造成計画断面図の開示を求める。

(1) 譲受人名について

- の譲受人は、H14年10月時点において解約しているにもかかわらず

らず、H14年11月5日の秋穂町農業委員会議案第26号として、計画変更の申請が行われて議決されている。これは本人の承認なしに勝手に申請された虚偽行為である。 - の譲受人も計画変更の申請はしていない。譲受人の特定をしないと架空申請が行われてもまかりとおることになる。

(2) 土地利用計画図について

隣接地所有者に対して説明、同意もしないまま工事が進められているが、排水は悪化する一方である。また、この工事により農耕車両の通行は不能となり、周辺の営農条件へ支障をきたしている。

(3) 建物平面図、建物立面図及び造成計画断面図について

排水、日照、通風は当然建物の大小、高低、造成によって影響を受け、隣接地での花き園芸は変更・中止をせまられている。種子、苗の関係で半年前より計画が必要である。

造成は1mと申請しているにもかかわらず、1.4m埋立を行った後、計画変更されている。隣接地所有者に対して公開し、説明、同意を得るべきではないか。農地としての価値はなくなっている。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件公文書

本件文書は、農地法（昭和27年法律第229号）第5条第1項に規定する農地の転用のための権利移動の許可申請書等で、公文書に該当する。

2 部分開示とした理由

非開示情報は、すべて特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、条例第11条第2号本文に規定する個人に関する情報に該当するため非開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件公文書内容及び性格

本件公文書は、農地を農地以外のものにするため、その所有権を移転する許可を求めて提出された2件の農地法第5条の規定による許可申請書で、それぞれに秋穂町農業委員会の許可申請に係る意見書が添付されている。

これらは、許可をした実施機関が保有しており、条例第2条第2項に規定する公文書に該当する。

2 条例第11条第2号の該当の有無について

(1) 条例第11条第2号について

ア 条例第11条は、同条第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲や内容が明確でないので、明らかにプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を非開示としたものである。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、条例第11条第2号イからニに規定する「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「法令等の規定に基づく許可、認可、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととなっている。

イ 「特定の個人が識別されるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

なお、特定の個人を識別させることとなる氏名等が公文書に記録されておらず、当該公文書に記録されている情報単独では特定の個人を識別することができない場合であっても、当該公文書に記録されているそれ以外の情報から、又はそれ以外の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人が推測できるものについては、同様に当該公文書のそれ以外の情報も開示しないこととなっている。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書には、いずれの許可申請書も譲受人及び譲渡人それぞれの住所及び氏名とともに、所有権を移転する農地については土地の表示、売買価格等、譲受人についてはその家族構成、資金調達についての計画、造成計画、建物設計図等が記録され、譲渡人については所有を証する書類が添付されている。

これらの情報は、明らかに記録されている住所及び氏名によって、識別される特定の個人情報であり、これらの個人情報が一体となって、一個の申請書を構成しているのであるから、本件公文書は、全体として、条例第11条第2号に規定

する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するということができる。

イ さらに、本件公文書は、いずれも個人の譲受人及び譲渡人が提出した農地法に係る許可申請書であることから、条例第11条第2号八に規定する法令等の規定に基づく許可、認可、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報に該当し、同号イ、ロ、又は二に規定する情報には当たらない。

ウ このため、異議申立人が開示を求める譲受人名、土地利用計画図、建物平面図、建物立面図及び造成計画断面図について、条例第11条第2号八に規定する公開することが公益上必要であると認められる情報に該当するかどうかを検討する。

(ア) 譲受人名について

異議申立人は、譲受人の特定をしないと架空申請が行われてもまかりとおると主張するが、実施機関に対して許認可申請書が提出された場合、正当な申請権限を有する者が自己の名において提出したものと推測するのが一般的であり、提出された申請書が偽造又は虚偽の申請であるかどうかは、許認可に当たる実施機関がその責任において判断すべきで、偽造又は虚偽の申請を防止するためには、個人情報保護すべき責務のある実施機関が、許認可申請を行ったという個人のプライバシーに関する情報を公開することが許されていると考えすることはできない。

(イ) 土地利用計画図について

隣接地所有者に対する工事に関する説明又は同意についての主張は、隣接地所有者である異議申立人固有の事情に基づくものであって、開示請求者によって公文書の開示の範囲が異なることはないという情報公開制度の性格から、本件処分の内容に影響を及ぼすものではなく、当事者間で解決すべき問題である。また、工事による通行等の支障は一時的なものに過ぎず、これらをもって、直ちに公開することが公益上必要であると認めることはできない。

(ウ) 建物平面図、建物立面図及び造成計画断面図について

土地の造成又は建物の建築は、土地所有者の正当な権利に基づき行われているもので、これらによる何らかの影響があったとしても、通常は違法性があるということとはできず、明確な違法性の確認等ができていない現状において、公開することが公益上必要であるとまでいうことはできない。

3 条例第13条の適用について

(1) 条例第13条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとな

るときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

条例第13条でいう開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報、犯罪の内偵捜査に関する情報等の開示請求に対し、当該公文書は存在するが非開示とする、又は当該公文書は存在しない等、公文書の存否を明らかにすることにより、当該公文書を開示したときと同様に、非開示事項の規定により保護すべき権利が害されるおそれがある場合をいう。

- (2) 本件処分は、譲渡人の氏名に関する情報の開示をしないとしているにもかかわらず、開示請求者に対し、当該情報の開示をしたと同様の結果となっているといえることができる。

すなわち、本件請求に係る請求書には、本件公文書に記録されている農地の譲渡人の氏名は記載されていないが、秋穂町 〇〇〇〇 という具体的な土地の地番が記載されているため、法務局で誰でも閲覧することができる当該土地に係る土地登記簿と照合することにより、容易に当該土地の所有者である譲渡人の氏名を知ることができ、結果として、個人の氏名を記載し、その者に係る情報の開示を求めたと変わらないものになっているといえることができるからである。

このような場合には、情報の開示をしないという規定によって保護すべき個人の権利が害されるおそれがあるので、実施機関は条例第13条を適用し、本件公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものとする。

4 まとめ

これらのことから判断すると、実施機関の本件処分は妥当であるといえることはできないが、仮に、開示請求書に氏名等の特定の個人が識別されるような記載がされていない場合であっても、異議申立人の主張を認め、実施機関が開示をしないとした部分を新たに開示することは必要ないといえることができる。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙1のとおり（省略）